

毎週火 金曜日発行（但休日に行きとときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部改正
- ◇告示 牛及び馬の炭そ予防注射並びに豚コレラ予防注射の実施
- 鳥取都市計画事業立川土地地区画整理換地処分の認可
- 鳥取都市計画事業駅前第二土地地区画整理換地処分の認可
- 解除予定保安林
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 療養に要する費用の額の算定方法
- 医療機関の指定
- ◇公告 あん摩師、はり師及びきゆう師試験の合格者

規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県婦人更生資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人更生資金貸付規則（昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

- 一 貸付限度、償還期間及び据置期間

資金の種類	貸付限度	償還期間	据置期間	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円以内	四年以内	一年以内	自立更生の実効を挙げるため、真に必要と認められる場合は一〇〇、〇〇〇円まで貸し付けることができる。

支度資金	一五、〇〇〇円以内	二年以内	半年以内
技能修得資金	月一、五〇〇円以内	二年以内	半年以内
生活資金	月三、〇〇〇円以内	三年以内	半年以内

貸付期間は、半年をこえないものとする。ただし、特別の場合には、二年まで延長することができる。ただし、特別の場合には、二年まで延長することができる。ただし、特別の場合には、二年まで延長することができる。

(注) 償還期間には、据置期間は含まない。
据置期間の始期は、最終貸付を受けた日とする。
附則
この規則は公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百三十六号

次のように牛及び馬の炭疽予防注射並びに豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬及び豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年三月二十九日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 実施の目的 炭そ及び豚コレラ予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
炭そ予防注射…牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除方法

炭そ予防注射…炭そ第二予防液皮内注射法
豚コレラ予防注射…豚コレラ予防液皮下注射

別表一 炭そ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
四月七日	西伯郡西伯町上長田地区	上長田家畜検診所
"	"	東長田"
"	"	法勝寺"
"	"	法勝寺"
八日	法勝寺"	法勝寺"
"	天津"	天津"
"	大園"	大園"
十一日	伯仙町県"	県"
"	西伯町大園"	大園"
十二日	会見町手間"	手間"
"	日吉津村地区	日吉津村"
十三日	伯仙町大高地区	大高"
"	大高"	大高"
十四日	大高"	大高"

米子市春日"

十五日	尚徳"	尚徳"
十六日	尚徳"	尚徳"
"	西伯郡岸本町大幡"	大幡"
十八日	"	大幡"
"	"	八郷"
十九日	"	八郷"
二十日	"	八郷"
"	米子市五千石"	五千石"
二十一日	西伯郡岸本町幡郷"	幡郷"
二十二日	米子市巖"	巖"
"	西伯郡会見町賀野"	賀野"
二十三日	"	賀野"
"	米子市成美"	成美"
別表二	豚コレラ予防注射	
実施期日	実施区域	実施場所
四月四日	米子市全域	各豚舎巡回注射
"	境港市"	"

十九日	米子市	米子市	〃
〃	境港市	〃	〃
二十五日	〃	余子	〃
二十六日	〃	〃	〃
二十七日	〃	〃	〃
〃	〃	中浜	〃
二十八日	〃	〃	〃
三十日	〃	〃	〃
五月四日	米子市全域	〃	〃
〃	境港市	〃	〃
〃	〃	渡	〃
六日	〃	〃	〃
七日	〃	〃	〃
九日	〃	外江	〃
十日	〃	上道	〃
十一日	〃	境	〃
〃	米子市福生	〃	〃
〃	住吉	〃	〃
十二日	〃	福米	〃

十三日	〃	河崎	〃
〃	〃	大篠津	〃
十四日	〃	河崎	〃
〃	〃	和田	〃
十六日	〃	彦名	〃
〃	〃	和田	〃
十七日	〃	彦名	〃
十八日	〃	崎津	〃
十九日	米子市全域	〃	〃
〃	境港市	〃	〃

鳥取県告示第三百三十七号

旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条
第一項及び第二項の規定により、鳥取都市計画事業立川
土地区画整理施行者鳥取市が行なつた換地処分は、昭和
三十五年三月二十九日認可した。

昭和三十五年三月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十八号

旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条
第一項及び第二項の規定により、鳥取都市計画事業駅前
第二土地区画整理施行者鳥取市が行なつた換地処分は、
昭和三十五年三月二十九日認可した。

昭和三十五年三月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた
から、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三
十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

気高郡鹿野町大字岡木字要害谷七八三ノ二地番及び七
八四地番並びに同町大字岡木字北谷七八六地番及び七
八七ノ一地番所在の森林
指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 気高郡鹿野町 共有代表者 山根正保

鳥取県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八
条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員
が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十五年三月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東鴨土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 森 永治 倉吉市東鴨

〃 吉田 勤 〃

〃 岸田 馨 〃

〃 高橋 弘二 〃

〃 森 仁寿 〃

〃 吉村 房好 〃

〃 亀井多喜雄 〃

尚徳村三ヶ堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

山本 巖	米子市大袋
岸田 正二	〃
吉村 義正	〃
石賀 正幸	〃
高橋 誠	〃
山本 甫	〃
高橋 茂	〃
高橋 博美	〃
監事	
鷺見 重雄	米子市大袋
稲田 勇	榎原
田辺 潔	〃
三吉 重雄	〃
江原由喜雄	青木
高田 芳雄	榎原
乗本 一夫	橋本
山川 栄	〃

就任した役員の氏名及び住所

乗本 基	〃
加藤 幡敏	〃
牧田 択二	〃
監事	
山脇 巖	米子市榎原
乗本 一夫	橋本
亀山 熊雄	榎原
野口 亨	橋本
正歩 貫	〃
落田 紀基	青木
松林幾太郎	榎原
谷本 礼	〃
鷺見 松次	大袋
山川 栄	橋本
前田 茂	榎原
監事	
田中頭一郎	米子市青木

昭和三十三年三月二十日通常総会において総選挙の結果
果当選し、四月一日就任、任期二年。

鳥取県鴨ヶ池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

江原宗太郎	〃
昭和三十四年三月二十八日通常総会において選挙の結果 果当選し、四月一日就任、任期二年。	
理事	
木下 勲	西伯郡原村大字日下
池松 議政	〃
仲田 徳治	〃
池松納司男	〃
船岡 嘉市	〃
山田 実	〃
松岡 巖	〃
田中 貢	〃
松木 博明	〃
奥田 富治	〃
加藤久三郎	〃
湯原平治郎	〃
高橋 重雄	〃

就任した役員の氏名及び住所

船越 甚三	福万
永富 友明	日下
松原利三郎	福万
永井 幸春	〃
影山 嘉重	河岡
理事	
池松 議政	西伯郡伯仙町日下
番原 喜一	〃
池松納司男	〃
山田 実	〃
仲田 徳治	〃
船岡 嘉市	〃
松岡 巖	〃
田中 貢	〃
松本 博明	〃
門田 要一	〃
野々村虎重	〃
奥田 富治	〃

石州府 福万

福万

高橋 重雄 石州府
 永井 幸春 福万
 監事 永富 友明 日下
 松原利三郎 福万
 田村甚太郎
 船越 甚三
 昭和三十三年八月三十日総選挙の結果当選し、同日就任、任期四年。

鳥取県告示第四百一十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定による療養に要する費用の額を昭和三十三年厚生省告示第七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）別表第一診療報酬点数表（甲）により算定する旨の申出があつた保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十三年三月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関の名称	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一
国立鳥取療養所	三津八七六
鳥取保健所	二階町四丁目
鳥取県立中央病院	吉方
市鳥取市民病院	古市一
鳥取紡績株式会社診療所	立川町五丁目二〇
後藤医院	下魚町
渡辺医院	東町三四七
小松医院	今町一丁目
松原医院	吉方五二七
上田病院	東町一七七の二
小松内科	今町一丁目七四三
幡病院	吉方二五一
国立米子療養所	米子市皆生
米子保健所	角盤町二丁目
医療法人広江病院	上後藤三二
鳥取大学医学部附属病院	西町三六ノ一

鳥取県立整肢学園	上福原一、八三二ノ一
箕蚊屋医療生活協同組合	蚊屋二九七ノ二
箕蚊屋診療所	西福原一、五九八ノ七
皆生病院	倉吉市広瀬町
倉吉保健所	下余戸
倉吉市国民健康保険直営西郷診療所	山根四三
医療法人仁厚会厚吉病院	越殿町
厚生病院	岩美郡国府町奥谷
国立療養所鳥取病院	岩美郡浦富六四五
岩美町国民健康保険浦富病院	八頭郡那家町那家
那家保健所	智頭町智頭
国民健康保険直営智頭病院	郷原
国民健康保険直営智頭病院	那家町麻生
山形診療所	那家二五八
鳥取県立中央病院上私都診療所	気高郡気高町浜村
柿田医院	東伯郡三朝町山田
浜村保健所	
国立三朝療養所	

岡山大学医学部附属病院三朝分院	山田
三朝町国民健康保険直営竹田診療所	穴鴨
赤碕町国民健康保険直営以西診療所	赤碕大字宮本
三朝町国民健康保険直営旭診療所	三朝町本泉
北条町国民健康保険直営診療所	北条町大字弓原
赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所	赤碕町赤碕
小谷医院	西伯郡名和町東坪
御来屋小谷医院	御来屋
箕蚊屋医療生活協同組合	伯仙町浦岡
箕蚊屋診療所県分院	日野郡日野町根雨
根雨保健所	日南町多里
日南町国民健康多里診療所	上石見
荒木医院	

鳥取県告示第四百一十二号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

